

# 新型コロナウイルス感染に伴う助成金・給付金等

## 個人・世帯向け (裏面は事業主向け)

一覧表は令和2年5月6日現在

文京区議会議員 山田ひろこ事務所  
自由民主党・無所属 03-5395-1323



給付	新型コロナウイルスで影響を受けている全ての人	特別定額給付金	全国全ての人へ一律、一人当たり10万円給付 別居していても受取可能	総務省相談窓口 03-5638-5855
	離職、収入減で住居を失った・失う恐れがある	住居確保給付金	家賃相当額の支給 3ヶ月間(最長で9ヶ月間)	文京区生活福祉課 03-5803-1917
	失業・収入減で大学等の授業料が払えない	高等教育支援制度給付金	授業料減額または返済の必要ない給付型奨学金	各大学・専門学校等の 学生課や奨学金窓口
	小学校が休校で働けなくなったフリーランス	小学校休業等対応支援金	小学校休校で休業したフリーランスに一日当たり4100円助成	学業等休業助成金・支援金相談 コールセンター-0120-60-3999
	感染し仕事を休み収入が得られなくなった	傷病手当金	4日以上仕事を休み十分な収入が得られない場合、公的医療保険から受け取れる	勤務先又は公的健康保険


貸付	収入が減って家計が苦しい	緊急小口資金 (生活福祉資金貸付制度)	休業者向け。無利子で最大20万円まで借りられる。返済期間は最長3年以内。	文京区社会福祉協議会 0120-792-756 月～金 / 9時-17時
	失業で家計が苦しい	総合支援資金 (生活福祉資金貸付制度)	失業者向け。単身/月15万円、複数世帯/月20万円を無利子で借りられる。原則3か月まで	文京区社会福祉協議会 0120-792-756 月～金 / 9時-17時

猶予	区民税、都民税が支払えない	一定期間の徴収猶予あり。延滞金なし。	文京区税務課 03-5803-1154
	公共料金や電話料金が支払えない	支払いの猶予について柔軟な対応あり	電力・ガス 03-3501-1582 水道 03-5320-6427 総務省通信事業部 03-5253-5844 または各電話会社
	住宅ローンが支払えない	住宅ローンに対し、借入、返済見直しが可能	各金融機関

DV相談	家庭内でトラブルがあった	配偶者などからDVの被害を受けた場合	文京区配偶者暴力相談支援センター 03-5803-1945
------	--------------	--------------------	----------------------------------

不明な点や相談窓口と連絡が  
取れない等、お困りの方は  
ご連絡下さい

**山田ひろこ**



\*文京区では、これら新型コロナ感染に伴う支援の申請に必要な  
となる住民票の写しや印鑑証明の発行手数料はかかりません

\*現在、児童手当を受給している世帯には、子育て世帯特別給付金、子ども一人につき、一万円を支給

\*その他の支援策は『新型コロナウイルスにともなうあなたが使える緊急支援/自民党』をご覧ください。 <https://www.jimin.jp/covid19/individual/>

# 新型コロナウイルス感染に伴う助成金・給付金等



## 事業主向け (裏面は個人・世帯向け)

一覧表は令和2年5月6日現在

文京区議会議員 山田ひろこ事務所  
自由民主党・無所属 03-5395-1323

給付	自粛等で売り上げが半減した	持続化給付金	全前年同月比50%~売上減で、現金給付、上限 200万円(中小)/100万円(個人事業)	中小企業金融相談窓口 570-78-3183 9時-17時(土日祝含)
	店舗の休業や時間短縮等の協力をした	感染拡大防止協力金	休業または時間短縮して営業する事業主へ50万円(2店舗以上100万円)5/7以降も協力する事業主へ追加で給付	東京都緊急事態措置等 相談センター 03-5388-0567 9時-19時(土日祝含)
	従業員に休んでもらう	雇用調整助成金	休業などの助成(中小は9/10まで)企業規模・雇用条件で助成率変動	厚生労働省 0120-60-3999
	従業員に子どもがいる	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で従業員が有給休暇を取得、企業に一日一人当たり上限 8330円助成	学業等休業助成金・支援金等 相談センター(毎日 9時-21時) 0120-60-3999
	フリーランスで子どもがいる	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で契約した仕事ができないフリーランスに一日当たり 4100円(定額)助成	
	感染し仕事を休み収入がえられなくなった	傷病手当金	4日以上仕事を休み十分な収入が得られない場合、公的医療保険から受け取れる	勤務先又は公的健康保険

融資	資金繰りが苦しい	新型コロナウイルス対策緊急資金	営業利益、売上が減少している中小企業 融資 1000万円以内/返済8年以内/利率1.7% (区が負担, 本人負担0)	東京商工会議所文京支部 2F B2F 03-5842-6731 月~金 / 9時半-16時半
		無利子・無担保融資制度	前年比売上が5%減少している中小・個人事業主 借り換えも可能 創業間もない事業主も対象 上限3000万円	日本政策金融公庫 0120-154-505 月~金 / 9時-17時
		セーフティネット4号、5号認定	文京区の独自融資とは別に活用できる [4号]100%保証(前年比20%~売上減) [5号]80%保証(前年比5%~売上減)	東京商工会議所文京支部 2F B2F 03-5842-6731 月~金 / 9時半-16時半
		危機関連保証の認定	信用保証協会の一般保証枠とは別枠で保証受けられる。文京区への認定申請が必要	東京商工会議所文京支部 2F B2F 03-5842-6731 月~金 / 9時半-16時半
		創業支援資金	文京区で創業し1年未満、又はこれから創業する事業主 1500万円以内(区民2000万) 返済期間7年 利息本人負担0	東京商工会議所文京支部 2F B2F 03-5842-6731 月~金 / 9時半-16時半

猶予	法人税や消費税などの納税が難しい	収入が前年同月比20%~減少した事業者 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も	本郷税務署 03-3811-3171 小石川税務署 03-3811-1141
	社会保険料が支払えない	健康保険料や厚生年金保険料が猶予 事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	健康保険協会 03-6853-0111

不明な点や相談窓口と連絡が取れない等、お困りの方は

山田ひろこ  
に「ご連絡下さい」



\*文京区商店連合会では、区と連携し区内店舗応援ページを立ち上げ、様々な取り組みで店舗を応援しています。<http://www.b-kushoren.com/>

\*その他の支援策は『中小企業/新型コロナウイルスにともなうあなたが使える緊急支援/自民党』をご覧ください。<https://www.jimin.jp/covid19/sme/>